

7 0 1 臨時開庁手数料の軽減による貿易の促進事業

1 . 特例を設ける趣旨

近年、国際物流の増加に伴い最も効率的な輸送経路が求められるなか、貨物の誘致に係る国際競争は非常に厳しいものとなっています。こうした状況の下で、我が国国際物流の効率化を通じて、我が国貿易の振興を図ることが喫緊の課題とされています。

こうした状況に鑑み、関税法の特例措置として、特区において税関の臨時開庁手数料を2分の1に軽減することを通じて、特区における地方公共団体による自発的な規制改革や、民間事業者による国際物流の効率化に向けた取組みを促すことにより、我が国貿易の振興を図るものです。

2 . 特例の概要

本特例措置は、特区において、

税関の執務時間外において、外国貨物又は輸出をしようとする貨物の積卸し又は運搬をすることができる港湾施設又は空港施設が所在し、

臨時開庁の承認回数が1年を通じて相当数あることが見込まれ、

かつ、貿易振興に資するため特に必要があるものに該当する、

ときは、当該地域に置かれている貨物等に係る臨時開庁手数料を2分の1に軽減するものです。

3 . 基本方針の記載内容の解説

臨時開庁承認件数が1年間に365回以上ある場合を特例の措置のためのひとつのメルクマールとすることについて

特区における臨時開庁手数料の軽減により、税関の執務時間外における貨物の通関需要を顕在化させるためには、そもそも、当該区域において平日夜間や土日休日における潜在的な通関需要が恒常的に存在していることが求められます。そのため、1年を通じて平均して1日に少なくとも1件は臨時開庁申請がなされる必要があると考えられることから、当該申請が行われる年の前年までの過去3年間における各年のいずれかの年において臨時開庁申請が365回以上ある場合、あるいは当該申請が行われる年の翌年以後一定の時点までの間に年間の臨時開庁申請が365回以上に達することが合理的な基礎（例：当該区域の地域的特性・物流状況等を考慮した上で、本措置及び当該特区の他の施策の誘発効果等を含めた試算）に基づいて見込まれる場合、のいずれかに該当することを特例の要件として政令で定めるものです。

特区において、自治体等により、貿易の振興に資するための施策が特区計画に盛り込まれていることを特例の適用要件とすることについて

本特例の目的は、税関の臨時開庁手数料を特区において軽減することを通じて、特区における地方公共団体による自発的な規制改革や、民間事業者による国際物流の効率化に向けた取組みを促すこと等により、我が国貿易の振興を図るものです。こうした観点に鑑み、当該特例が我が国貿易の振興に資するよう、開港又は税関空港に所在する港湾施設又は空港施設における利用者利便の向上（使用料の軽減、利用手続の簡素化等）又はこれら施設利用の促進（港湾・空港関連インフラの整備、定期航路の誘致等）などによる貿易の振興に資するための施策が、構造改革特別区域計画に盛り込まれていることを特例の要件として財務省告示で定めるものです。

法第 17 条中の「その他これに準ずる貨物」について

関税法上、輸出入申告は、原則として、貨物を保税地域に搬入した後に行わなければならないこととされていますが、その例外として、貨物の性質・形状を考慮して、外国貿易船等に積載したままの状態での輸出入の申告を行い、許可を得ることができる場合（穀物や工業原料等の本船扱い）などがあることから、これらのケースも特例の対象になりうることを「その他これに準ずる貨物」として明らかにしたものです。

4. 特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点

当該特例について、特区計画に特に記載すべき事項は次のとおりです。

- ・ 特区計画の別紙「5 当該規制の特例措置の内容」の欄に、

当該特区内に所在する税関の執務時間外において貨物の積卸し又は運搬をすることができる港湾施設又は空港施設の位置及び概要（税関の執務時間外において貨物の積卸し又は運搬をすることができることが明らかとなるように記述してください。）

当該特区を管轄区域とする税関官署における臨時開庁承認が、過去3年間で年間365回以上ある年が無い場合は、当該特区計画の申請年の翌年以後一定の時点（今後、具体的に検討）までの間に年間の臨時開庁申請が365回以上に達することが合理的な基礎に基づいて見込まれることの説明（過去3年間の実績については、財務省関税局業務課に照会して下さい。）

開港又は税関空港に所在する港湾施設又は空港施設における利用者利便の向上（使用料の軽減、利用手続の簡素化等）又はこれら施設利用

の促進（港湾・空港関連インフラの整備、定期航路の誘致等）などを
通じて貿易の振興に資する施策
を記載すること

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類
特になし

7 0 2 税関の執務時間外における通関体制の整備による貿易の促進事業

1 . 特例を設ける趣旨

近年、国際物流の増加に伴い最も効率的な輸送経路が求められるなか、貨物の誘致に係る国際競争は非常に厳しいものとなっています。こうした状況の下で、我が国国際物流の効率化を通じて、我が国貿易の振興を図ることが喫緊の課題とされているところです。

こうした状況に鑑み、今般、平日夜間又は土日休日といった税関の執務時間外における通関体制を特区の施策として整備することとし、これを通じて、特区における地方公共団体による自発的な規制改革や、民間事業者による国際物流の効率化に向けた取組みを促すことにより、我が国貿易の振興を図るものです。

2 . 特例の概要

本措置は、法第十七条の規定に基づく特例措置を含んだ特区計画が認定された場合において、臨時開庁申請が確実に見込める時間帯（例えば、1時間当り1件以上の申請）において、当該特区に所在する官署に予め職員を常駐させることとし、その他の時間帯については、個々の申請に応じ、必ず所要の職員を配置できる体制とするものです。

3 . 基本方針の記載内容の解説

臨時開庁申請件数が1時間当り1件以上あることを、申請が確実に見込めることの例示としたことについて

公費の支出には効率的な資源配分と確実な効果の発揮が求められており、具体的な通関需要が見込まれない時間帯についてまで職員を配置することには問題が多いことから、本特例が適用される時間帯を、「臨時開庁申請が確実に見込める時間帯」に限っているところです。現在、その具体化については検討中ですが、例えば、「1時間当り1件以上の臨時開庁申請があることが見込まれること」などが想定されます。

本特例の適用を受けるためには、併せて「臨時開庁手数料の軽減による貿易の促進事業」の適用を受けることが前提とされている理由について

本特例は、臨時開庁手数料の軽減に係る特例の目的と同様、税関の執務時間外における通関体制を整備することを通じて、特区における地方公共団体による自発的な規制改革や、民間事業者による国際物流の効率化に向けた取組みを促すこと等により、我が国貿易の振興を図るものです。こう

した観点に立ち、本特例については、臨時開庁手数料の軽減に係る特例に対する更なる上乘せ措置として、一定の要件を満たす時間帯については職員を常駐させること等を定めたものです。

基本方針にある「その他の時間帯については、個々の申請に応じ、必ず所要の職員を配置できる体制とする」ことについて

本措置は、臨時開庁申請が確実に見込める時間帯については予め職員を常駐させることとするが、その他の時間帯についても、事前の要請を受ければ必ず対応できる体制を構築することとするものです。

4．特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点

当該特例について、特区計画に特に記載すべき事項は次のとおりです。

- ・ 特区計画の別紙「5 当該規制の特例措置の内容」の欄に、
当該特区を管轄区域とする税関官署において、臨時開庁申請が確実に見込めるものとして職員の常駐を希望する時間帯（例えば、1時間当たり1件以上の臨時開庁申請があるなどの客観的な根拠をあわせて示してください。）

を記述すること。

5．当該特例に関して特に必要な添付書類

特になし

7 0 3 民間事業者等による総合保税地域における一団の土地等の所有又は管理事業

1．特例を設ける趣旨

近年、国際物流の増加・迅速化に伴い最も効率的な流通形態が求められている中、外国貨物についての蔵置、加工・製造、展示等の機能を総合的に活用することができる総合保税地域の設置促進と有効活用が求められています。

こうした状況に鑑み、特区においては、地方公共団体等の出資比率要件（一の地方公共団体等の出資が3%以上であること）を充足しない民間事業者等に対しても総合保税地域の許可を行うことを可能とすることにより、民間事業者等による国際物流の効率化に向けた取組みを促し、貿易の振興に寄与することとしたものです。

2．特例の概要

地方公共団体が、道路、港湾、空港等の交通施設の整備の状況からみて、民間事業者の能力を一層活用して総合保税地域の設置及び運営を促進することにより、貨物の流通が相当程度増進される地域と認めて申請した特区においては、地方公共団体等の出資比率要件を充足しない法人のうち特区計画に特定事業の実施主体として定められたものに対しても許可を行うことを可能とする特例措置です。

3．基本方針の記載内容の解説

「道路、港湾、空港等の交通施設の整備の状況からみて」について

総合保税地域は外国貨物等を取り扱う比較的規模の大きい物流施設です。このため、総合保税地域の機能が十分発揮されるためには、その物流を支えることができるだけの交通施設が整備されている必要があります。

なお、交通施設として、総合保税地域が設置されることとなる地域における道路、外国貨物という性質上その輸送に必ず利用される港湾及び空港を例示しているが、鉄軌道等もこれに含めることは可能です。

また、特区内に港湾及び空港がなくとも、総合保税地域で取り扱われる貨物の輸送に利用される港湾又は空港やその間との道路が整備されていればよいこととなります。

従って、特区計画には、特区における特性として、そのような交通施設が整備されていることを記載することとなります。

「民間事業者の能力を一層活用して総合保税地域の設置及び運営を促進す

ることにより、貨物の流通が相当程度増進される」について

本特例措置は、地方公共団体等の出資比率要件を充足しない法人に対して総合保税地域の許可を行うことを可能とする措置であることから、純粋な民間事業者により又は民間事業者が97%を超える出資をした法人により総合保税地域が設置及び運営されることにより、その経済的効果として貨物の流通が相当程度増進されることが必要であるとするものです。なお、この要件への適合性の判断は地方公共団体が一義的に行うものです。

従って、特区計画においては、経済的社会的効果として、純粋な民間事業者等による総合保税地域の設置及び運営の促進により貨物の流通が相当程度増進されることが見込まれることを記載することとなります。

「特区計画に特定事業の実施主体として定められたもの」について

特区の趣旨に沿った総合保税地域の設置及び運営が行われるよう、特区計画における特定事業の実施主体を本特例措置により総合保税地域の許可を受けることとなる者として定めるものです。

実施主体の具体的な記載方法は、特定の法人名を記載することに限られず、その対象となる法人の範囲が明確に特定されているものであれば、地方公共団体の政策と判断に基づき、どのように定めることも可能です。

4. 特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点

当該特例について、特区計画に特に記載すべき事項は次のとおりです。

- ・特区計画の別紙「5 当該規制の特例措置の内容」の欄に、「道路、港湾、空港等の交通施設の整備の状況からみて・・・貨物の流通が相当程度増進される地域」であると判断した根拠（交通施設の整備状況を含む）を明らかにすること。

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類

特になし

7 0 4 国の試験研究施設の使用手続きの迅速化事業

1．特例を設ける趣旨

産学官連携の地域レベルにおける積極的な推進は、様々な分野での研究開発を促進し、科学技術の一層の発展に寄与するのみならず地域の活性化につながるものであり、更には国有財産の有効活用にも資すると考えられます。このため、特区内に所在する国の試験研究施設について、その使用許可基準の緩和を図るとともに、手続きの簡素化を行う特例措置を設けることとしたものです。

2．特例の概要

各省各庁の長が所管する行政財産を使用させ、又は収益させようとする場合は、国有財産の総括機関である財務大臣に原則協議しなければならないこととされています。

特区内に所在する国の試験研究施設を使用して、産学官連携を促進する活動を行おうとする国以外の者に対し、当該施設を使用させようとする場合には、手続きの一層の簡素化を図ることとし、国有財産法第14条第7号の規定に基づく財務大臣への協議を要さず、当該施設を所管する各省各庁の長は、その旨を財務大臣へ通知することで足りることとしたものです。

3．基本方針の記載内容の解説

特になし

4．特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点

特になし

5．当該特例に関して特に必要な添付書類

特になし

705 国の試験研究施設の使用の容易化事業(705)

1. 特例を設ける趣旨

産学官連携の地域レベルにおける積極的な推進は、様々な分野での研究開発を促進し、科学技術の一層の発展に寄与するのみならず地域の活性化につながるものであり、更には国有財産の有効活用にも資すると考えられます。このため、特区内に所在する国の試験研究施設について、その使用許可基準の緩和を図るとともに、手続きの簡素化を行う特例措置を設けることとしたものです。

2. 特例の概要

行政財産は、国有財産の効率的な利用等の見地から、その用途又は目的を妨げない限度において、使用又は収益を許可することができることとされており、国の試験研究施設については、当該施設を使用しなければ、試験、研究、試作等が困難な場合に限り、認めているところです。

特区内に所在する国の試験研究施設については、上記の困難性の有無にかかわらず、当該施設の使用が産学官連携の促進に資するものであると当該施設を所管する各省各庁の長が認めるときは、国以外の者による使用を許可することができることとしたものです。

3. 基本方針の記載内容の解説

特になし

4. 特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点

特になし

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類

特になし

706 距離基準の延長による保税蔵置場の設置促進事業

1. 特例を設ける趣旨

近年、国際物流の増加・迅速化に伴い最も効率的な物流形態が求められている中、税関が設置されている港湾又は空港等から離れた場所において、外国貨物について長期蔵置等の機能を有する保税蔵置場の設置を促進し、その有効活用を図ることが求められています。

こうした状況に鑑み、特区においては、保税蔵置場の許可に係る距離基準を管轄の税関官署から概ね 100 キロメートル以内に延長することにより、国際物流の効率化に向けた取組みを促し、貿易の振興に寄与することとしたものです。

2. 特例の概要

地方公共団体が、その設定する特区及びその周辺の地域における道路、港湾、空港その他の交通施設の整備の状況からみて、当該特区において保税蔵置場の設置を促進することにより、外国貨物又は輸出をしようとする貨物の流通が相当程度増進されることが見込まれるものと認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けた場合における当該特区内に所在する施設で、管轄の税関官署からの路程が概ね 100 キロメートル以内の場所にある施設についても保税蔵置場の許可を行うことを可能とするものです。

3. 基本方針の記載内容の解説

「道路、港湾、空港等の交通施設の整備の状況からみて」について

税関が設置されている港湾又は空港等から離れた場所において保税蔵置場の機能が十分発揮されるためには、その物流を支えることができるだけの交通施設が整備されている必要があります。

なお、交通施設として、保税蔵置場が設置されることとなる地域における道路、外国貨物という性質上その輸送に必ず利用される港湾及び空港を例示していますが、鉄軌道等もこれに含めることは可能です。

また、特区内に港湾及び空港がなくとも、保税蔵置場で取り扱われる貨物の輸送に利用される港湾又は空港との間の道路等が整備されていればよいこととなります。

従って、特区計画には、特区における特性として、そのような交通施設が整備されていることを記載することとなります。

「保税蔵置場の設置を促進することにより、外国貨物又は輸出をしようとする

する貨物の流通が相当程度増進される」について

税関が設置されている港湾又は空港等から離れた場所において保税蔵置場の設置を促進することにより、その経済的効果として、貨物の流通が相当程度増進されることが見込まれる必要があるとするものです。なお、この要件への適合性の判断は地方公共団体が一義的に行うものです。

従って、特区計画には、経済的効果として、そのような場所において保税蔵置場の設置を促進することにより、貨物の流通が相当程度増進されることが見込まれることを記載することとなります。

4. 特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点

当該特例について、特区計画に特に記載すべき事項は次のとおりです。

- ・特区計画の別紙「5 当該規制の特例措置の内容」の欄に、「道路、港湾、空港その他の交通施設の整備の状況からみて・・・貨物の流通が相当程度増進されることが見込まれる地域である」及び「本特例措置が適用されることとなる特区の区域又は事業が行われる区域が管轄の税関官署からの路程で概ね100キロメートル以内の場所にある」と判断した根拠(交通施設の整備状況を含む)を明らかにすること。

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類

特になし。

7 0 7 農家民宿等における酒類の製造免許要件の特例

1 . 特例を設ける趣旨

都市と農村の交流の活性化に資するよう、農家民宿や農園レストラン等を営む農業者が、自ら生産した米を原料として濁酒（いわゆる「どぶろく」）を製造する場合には、製造免許に係る最低製造数量基準を適用しないこととし、酒類製造免許を受けることを可能とするものです。

2 . 特例の概要

地方公共団体が、特区内において農家民宿等を営む農業者(特定農業者)が、当該特区内に所在する自己の酒類の製造場において自ら生産した米を原料として濁酒（いわゆる「どぶろく」）を製造し、提供することを通じて、地域の活性化を図ることが必要であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該特区計画において本事業の実施主体として定められた特定農業者が、当該特区内に所在する自己の酒類の製造場において濁酒を製造するため、濁酒の製造免許を申請した場合には、同法第7条第2項（最低製造数量基準（年間6k1））の規定は、適用しないこととされます。

なお、濁酒の製造免許を受けた者は、酒税法の規定に基づき、酒税額等の申告、納税及び酒類の製造、移出等に関する記帳等を行う必要があります。

3 . 基本方針の記載内容の解説

「特定農業者」とは、いわゆる農家民宿（農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律に規定する農林漁業体験民宿業）や農園レストランなど、酒類を自己の営業場において飲用に供する業（旅館、料理飲食店など）を併せ営む農業者（特定農業者）をいいます。

また、特区計画において、特定農業者に該当する者が、本事業の実施主体とされていることが必要です。

「濁酒」とは、

米（注1）、米こうじ及び水を原料として発酵させたもので、こさないもの

米（注1）、水及び麦その他一定の物品（注2）を原料として発酵させたもので、こさないもの

をいいます。

（注1）米は自ら生産したものに限りません。

（注2）麦、あわ、とうもろこし、こうりゃん、きび、ひえ、でんぷん若しくはこれらのこうじ、米こうじ又は清酒かす

- 4 . 特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点
特になし

- 5 . 当該特例に関して特に必要な添付書類
特になし